

○厚生労働省告示第七十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の八の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成八年厚生省告示第九十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。</p> <p>1 医師の数が、入院患者の数を三をもつて除した数と、外来患者の数を五をもつて除した数との和が五十二までの場合にあつては三であり、当該和が五十二を超える場合にあつては、三に、当該和が五十二を超えて十六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。</p> <p>1 医師の数が、入院患者の数を三、外来患者の数を二・五をもつて除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。</p> <p>2・3 (略)</p>